

# 審 査 決 定 報 告 書

文教福祉委員会

令和 8 年第 2 回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第 57 号ほか 6 件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第 101 条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6 月 11、12 日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

## 1 議案第 57 号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の基準省令等の改正に伴い、保育所等の事業者に対し、こどもを対象とした性暴力等を防止するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等を義務づけるものであり、犯罪事実の確認方法について、対象施設について、犯罪歴を確認した場合の対応について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「12 月 25 日の制度施行に向け、対象事業者への説明、周知を行うなど、円滑な運用に向けた万全の準備に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第 62 号 水戸市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例

本案は、いじめ問題調査委員会の委員数の上限を 10 人から 15 人へ変更するため、関係規定の整備を行うものであり、委員の構成について、重大事態の発生状況等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「重大事態が発生している状況に鑑み、引き続き、学校との連携を十分に図りながら、迅速に対応されたい。また、重大事態に発展しないよう、いじめの早期発見、早期対応に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 3 議案第 65 号 令和 8 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 号）中第 1 表中歳出

本案は、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加支給等を行うため、補正措置を講じるものであり、対象世帯数について、保護廃止世帯への周知方法等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「対象者に漏れなく支給できるよう、着実に事務を進められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたし

ました。

以上のほか、議案第58号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例及び水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、報告第10号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）、報告第11号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、報告第9号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、承認すべきものと決定いたしました。

#### 記

議案第57号、議案第58号、議案第62号、議案第65号中第1表中歳出  
以上、原案を認める。

報告第9号、報告第10号、報告第11号  
以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和8年6月16日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

文教福祉委員会

委員長 小泉康二